

2022年3月1日

日本大学再生会議 議長
矢田 次男 殿

日本大学教職員組合へのヒアリング申し入れ書

日本大学教職員組合
執行委員長 鈴木 功真

日本大学再生会議委員の皆様方におかれましては、本学再生のためにご尽力いただいておりますことに衷心より感謝申し上げます。

さて、私ども日本大学教職員組合（以下、「組合」）は、1966年9月に結成され、9学部11付属高校の教職員235名が加盟しており、組合規約において、「組合員の基本的権利を守り、その自主的な団結によって団体交渉その他の団体行動権を確立して、労働条件の維持改善、共同福祉の増進、経済的社会的地位の向上を図るとともに、大学の民主的発展に寄与することを目的とする」（組合規約第3条）とあるように、教職員の労働条件のみならず、大学全体の民主的発展に寄与することを目的とした組織です。

この目的に沿って、これまで組合は、学校法人日本大学（以下「法人」）との団体交渉等において、直接的な教職員の労働条件のみならず、教職員の就業環境にも重大な影響を及ぼす大学のガバナンスの問題も含めて、幅広い要求、主張を行ってきました。

教職員組合は本来職員も加入できる組織ですが、現在のところ、職員の組合員は全くおりません。もちろん、組合に加入するかどうかは個人の自由ですが、職員に組合員が全くいないというのは異常であり、何らかの不文律や忖度が存在していることを想像するに難くありません。このように、上長の意向を忖度するような、風通しの悪い状況が、権力の集中の一因であると考えられます。教員における上長のパワハラなどの案件や昇格差別の案件も組合に寄せられていますが、こうした案件も風通しの悪さが背景にあり、忖度が権力集中を生み、権力集中が忖度を強化するという悪循環にあるものと考えられます。

こうした状況に鑑みて、組合はかねてから理事長等一部役員への権力集中の問題性を指摘し、2021年度春闘要求書（2021年4月16日提出）においても、理事長の任期について「理事長への権力集中をできるだけ排除することにより、恣意的な人事労務管理の防止を図る制度が必要」といった観点から、理事長の任期は通算3期を超えないものとするよう要求してきました。また、学長についても同様の観点から、「教職員による直接選挙によって選出すること」、「学長候補者の所信表明の機会を導入すること」を要求し、学部長についても「教員の立候補制による直接選挙によって選出すること」、「学部長候補者の所信表明の機会を設けること」、「学部長選出に関して、学内での自由な意見表明や意見交換ができるようにすること」、「任期については、学長と同様に通算3期を超えないものとする」ことを要求しました。

また、2019年度春闘要求書（2019年5月10日提出）においては、アメフト事件とそれへの法人の対応について「理事長・理事会による日本大学のガバナンスの不健全性と不適格性が顕わになり、正当性が崩れてしまっている」ことを指摘し、「不祥事に対する大学上層部の責任を明確化して責任を取ること」、「教職員が安心して働ける職場環境をつくりあげるために、不祥事の真相及び公益通報制度が十全に機能しなかった原因を徹底的に究明して、有効な再発防止策と公益通報制度の改善策を明確に打ち出すこと」などを要求し、2021年度春闘要求書においても、アメフト事件およびその後も引き続く不祥事について「学内の不祥事に対する学校法人・大学上層部の責任を明確化して責任を取ること、事実関係の徹底調査を行い、その結果を公表すること」を要求し、「責任の所在を明確化させることが、日本大学「再生」のための第一歩」であると主

張してきました。

今回背任事件の舞台となった日本大学事業部（以下、「事業部」）についても、組合はかねてより、事業部の運営が不透明であるうえ、事業部の利用が教育研究現場にとって不合理であると主張しており、2021年度春闘要求書においても「日本大学事業部の内実と運営は甚だ不透明」であることを指摘して、「日本大学事業部の決算書と事業内容、及び資金循環の内実について資料を組合に提出し説明すること」、「日本大学事業部からの調達を強要することなく、多様な業者から柔軟に調達できるようにすること」を要求しました。

しかしながら、長年にわたる組合のこうした要求に対して、法人は「労働条件と関係がなく、労使間で交渉し、取決めを行うべきはない」旨の一言で切り捨て、真摯に回答する姿勢を見せてきませんでした。

ガバナンスの問題は、教職員の就業環境に大きな影響を与える問題であり、労使双方の合意によって団交議題とすることができますが、組合の長年にわたる提案にもかかわらず、法人はこれを拒否し、広く教職員の声を聴こうとしませんでした。元理事長らの逮捕に至り、法人も「田中氏の独裁と井ノ口氏の日大事業部専横」（本総務公発第31号「学校法人の管理運営に関する対応及び報告について（回答）」令和4年1月11日付、6ページ）による運営を行ったことが、不祥事の背景にあることをようやく認めたところです。

しかしながら、この度の本学の不祥事について、組合が法人に対して、「「日本大学元理事による背任事件および日本大学元理事長による脱税事件」に関する団体交渉申し入れを書」（2022年1月27日付）を提出し、1. 事件への対応状況、文部科学省からの指導に対する回答の概要の説明、2. 日本大学再生会議ならびに調査のための第三者委員会の構成についての説明、3. 日本大学再生会議ならびに第三者委員会に対して、組合へのヒアリングをさせるよう指示すること、4. 学生に対する不利益変更ならびに教職員の労働条件の悪化を回避する方策についての具体的説明、の4点を求めたところ、法人は再び、「1ないし3及び4の学生にかかる要求はいずれも義務的団交事項に該当せず」との理由でガバナンスに関する項目についての団体交渉を拒否しました。

このことは、法人がこの度の不祥事のガバナンス上の要因について、いまだ十分に理解していないことを示しています。

こうした事態に鑑み、従前より法人のガバナンス不全について正面から指摘し続けてきた学内唯一の組織である組合に対し、貴会議がヒアリングを行い、現場教職員の声を日本大学の再生に活かしていただきますよう、下記の通り申し入れますので、よろしくお願いいたします。

記

1. ヒアリングの希望日時

3月4日（金）、3月6日（日）のいずれかの13:00から、もしくは、貴会議の都合の良い日をご提示下さい。

（第6回再生会議より前にヒアリングをしていただき、ヒアリング結果を答申に活かしていただくことを想定しておりますが、第6回再生会議以降のヒアリング日程でも答申に活かしていただくことが可能でしたら、3月8日以降のヒアリングでも差し支えございません）

2. その他

ヒアリングの形態は対面、オンラインのいずれでも構いません。

以上